



学校再開後の読書活動の推進と 学校図書館の活用について (課題と対策)

1 読書活動の推進

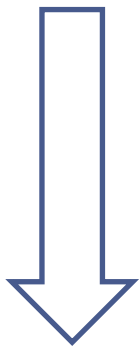
○学校において具備すべき書類　〈読書活動推進計画〉

○京都府子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）

★平成30年4月

＜国＞「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画
（第四次基本計画）策定

特に高校生の不読率が高い現状にある要因

- 
- ①中学生までの読書習慣の形成が不十分であること
 - ②読書の関心度合いの低下がみられること
 - ③スマートフォンの普及率等による子どもの読書環境への影響の可能性があること

これらを踏まえた取組を推進

★令和2年3月

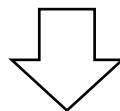
＜京都府＞「京都府子どもの読書活動推進計画」
（第四次推進計画）策定

第四次推進計画の期間は、令和2年度から概ね5年間

○第四次推進計画の基本的な考え方

- ①本を読むことで子どもは人を思いやる心を育てる。
- ②基礎的・基本的な知識を習得する。
- ③語彙の広がりを始めとして、「ことばの力」が豊かにはぐくまれていくことで、思考を深め、自分の思いを効果的に表現することができるようになり、人生をよりよく生きていくための力を培っていく。

子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要。



第四次推進計画では、子どもの自主的な読書活動を重視し、読書を通じて、質の高い学力の基盤となる「ことばの力」を育成するとともに、感性を磨き、表現力を高め、創造力豊かな子どもを社会総がかりで育成することを目指し、読書活動を推進する。

○学校等における読書活動の推進

子ども自身が読書の楽しさを味わい、読書体験を充実させ、豊かな感性を培い、心身の発達に応じた生涯にわたる読書習慣を形成できるように、本に触れる機会を増やす取組を進めます。また、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするための読書活動をより一層充実させます。

○目標読書「ブックウォーク」にチャレンジ（山城教育局の取組）

※別紙参考資料

2 学校図書館の役割について

学校図書館は・・・

児童生徒の読書の拠点、学習・情報としての拠点、また、児童生徒の心の居場所として、学校教育における重要な機能を果たしています。令和2年3月京都府子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）が策定され、「読書ではぐくむ豊かな子どもの未来」というテーマで推進を図っていきます。

学校図書館の役割 （第四次推進計画より）

①「読書センター」としての機能

- ・児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場

②「学習・情報センター」としての機能

- ・児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする。
- ・児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・活用能力を育成したりする。

③「心の居場所」としての機能

- ・児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができ、また、児童生徒のストレスの高まりや生徒指導上の諸課題へ対応するため、自由な読書活動の場である学校図書館について「心の居場所」としての機能を充実

3 新型コロナウイルス感染症対策下における学校図書館の活動について

- 学校図書館としての基本的な考え方
 - 人命尊重を最優先
 - 国が示した感染症拡大防止対策の対応
 - 学校図書館活動再開、運営、休館等については所属する教育委員会の方針に基づき、学校図書館長である校長の指示に従う。
 - 児童生徒間、教職員、保護者等、感染症罹患者や病院勤務者等関係者に対し、差別しない、させない。
 - 休館中であっても、感染症拡大防止対策を講じた上で、学校図書館としての機能を可能な限り果たす活動を工夫し、児童生徒の学びをサポート
 - 感染症の最新情報の収集、WEBサイトでの情報発信、SNSなどを通じた他の学校図書館や公共図書館等との情報交換により、よりよい状況で児童生徒へ対応

「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン（全国学校図書館協議会）より」

● リスク評価

児童生徒、教職員、保護者等、学校図書館利用者の動線や接触箇所等を考慮したリスク評価をした上で、感染症拡大防止対策を講じる。

①飛沫感染リスク評価

- ・ 学校図書館内の換気状況確認
- ・ 人と人との距離の維持確保の確認
- ・ 児童生徒等の会話の場面や場所の確認

②接触感染リスク評価

- ・ 他者と共有する物品や場所と接触頻度の特定

③施設の感染リスク評価

- ・ 利用する時間帯を分散させるなどの工夫を試み、観察し評価

④感染状況のリスク評価

「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン（全国学校図書館協議会）より」

4 学校図書館の開館についての留意点

発熱又はその他の感冒様
症状を呈する児童生徒の
利用制限



出入口や施設内
の消毒薬の設置



館内の換気
(対角の窓を開ける)
(出入口は開放)



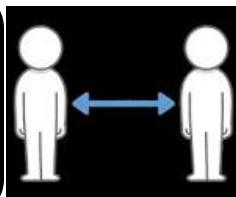
マスク着用



3密にならない
対応



ソーシャルディ
スタンスを確保
(2mを目安)



利用前後の手指の消毒や
手洗い・うがいの徹底



● 貸出等に関すること



◇返却はブックポスト、返却箱等を利用

◇図書のフィルムコーティングされた部分やビニールカバー部分など、消毒が可能な部分は消毒する。

◇点字資料利用後の手洗い



◇賃借カウンター前には、ソーシャルディスタンスを示す印をつける。

◇児童生徒の委員活動に関しては、管理職に相談・確認の上、十分な対策を講じる。



◇3密を避けるために、利用スケジュールを調整、児童生徒に周知

◇閲覧する場合、児童生徒が対面しないような工夫

◇グループ学習の場合、ルールを設ける。

◇密集を防ぐため、配架場所の工夫



「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン（全国学校図書館協議会）より」

◇教室や廊下に配架

○司書教諭、学校司書による選書

○調べ学習用図書

○「読書を通じた家庭学習支援事業」（府教委事業）の積極的な活用

・府立図書館から低学年児童が読書を楽しむための教科書に掲載の図書を送付（1～3年生の児童1人1冊分）

・いろいろな種類の本が送付されるので、児童一人一人が多くの本に触れることができるよう工夫を！

参考資料

「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」

「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動について」

(公益社団法人全国学校図書館協議会)

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて

(令和2年6月5日付け文部科学事務次官通知)

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ & Aの送付について

(令和2年5月21日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育局企画課事務連絡)

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル」～「学校の新しい生活様式」～について」

(令和2年5月22日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

別添「『新しい生活様式』の実践例」 (公益社団法人日本図書館協会)

休館中の図書館、学校休業中の学校図書館における取組事例について

(令和2年4月23日付け文部科学省総合教育政策局地域学習推進課事務連絡)